

債権差押命令申立てについては、次の書類等が必要になります。

(以下は、山形地方裁判所民事部に債権差押命令の申立てをする場合の取扱いです。他庁(管内支部も含めて)に申立てをする場合は、取扱いが異なる部分もありますので、申立書を提出する裁判所に直接お問い合わせください。)

1 債権差押命令申立書 1部

申立書の表書に当事者目録・請求債権目録・差押債権目録を添付して作成することになります。

* 当庁窓口に、申立書の書式(基本的な目録等)を備え付けております。また、最寄りの裁判所の書式または他庁のホームページに掲載されている書式を利用し、当庁に申立てをすることもできます。

* 債権差押命令申立と同時に、第三債務者(給料の差押の場合は、相手方(債務者)勤務先)に対する陳述催告の申立て(差し押さえた債権の具体的な内容に関する陳述を催告するよう求める)をすることができます。

2 執行力のある債務名義の正本

私法上の給付請求権の存在と内容を表示し、かつ、その請求権について法律上執行力を付与された公の文書(例;判決・和解調書・調停調書・仮執行宣言付支払督促正本・公正証書など)を債務名義と言います。

強制執行をするためには、債務名義の正本に執行文付与が必要です。債務名義の交付を受けた機関に申請して、付与を受けてください。なお、仮執行宣言付支払督促正本・家事調停調書(養育費・財産分与など)等は執行文付与は不要です。

3 債務名義の正本の送達証明書

相手方(債務者)に債務名義の正本が送達されたことの証明です。債務名義の交付を受けた機関で申請してください。

4 資格証明書(商業登記事項証明書)

自分や相手方(債務者)及び第三債務者(※)が会社組織である場合に必要となります。最寄りの法務局で申請してください。資格証明書は申立日より遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。

※「第三債務者」とは、債権差押えの場合、例えば、売主(A)が売買代金の不払を理由として、買主(B)が銀行(C)に対して有する預金債権を差し押さえるときのCのことを第三債務者と言います。第三債務者Cは自己の債権者Bへの弁済が禁じられ、差押債権者Aに支払うか又は供託所に供託しなければなりません。ただし、Bに対して反対債権(例:貸付金債権)を有するときは、一定の要件の下に相殺をもってAに対抗することができます。

5 当事者（自分や相手方）の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

自分や相手方の住所・氏名が債務名義に記載された住所・氏名と異なっている場合（引っ越ししたり、旧姓に戻った場合など）は、債務名義に記載された住所・氏名と現在の住所・氏名のつながりを明らかにするために申立日から1か月以内（債権者の場合は2か月以内）に発行された公文書（住民票（**個人番号(マイナンバー)の記載のないもの**）、戸籍謄本、戸籍の附票、商業登記事項証明書等）等が必要になります。

6 申立手数料及び予納郵便切手

(1) 申立手数料（収入印紙で納めてください）

債務名義1通について、4,000円（ただし、債権者や債務者が複数の場合は、1人につき、4,000円ずつ加算されます。）

(2) 予納郵便切手（第三債務者に対し、陳述催告の申立てをする場合で債権者・債務者・第三債務者が各1名の場合）

（内訳）

500円× 5枚=	2,500円	20円× 2枚=	40円
100円× 2枚=	200円	10円× 6枚=	60円
82円× 5枚=	410円	1円× 20枚=	20円
		<u>合計</u>	<u>3,230円</u>

* 第三債務者が複数のとき（第三債務者は送達場所ごとに1名として計上します。）は、1名増すごとに1,130円分と512円分の切手を各1組ずつ追加してください。

* 債務者が複数のときは、1名増すごとに1,082円分の切手を1組ずつ追加してください。

* 以上に係る送達費用のうち2,816円（当事者各1名の場合）を上限として執行費用に計上することができます。

7 各目録の写し（訂正印などの印鑑は押さないでください。）

申立書の他に各目録写しを4部ずつ提出してください。

申立書を提出する裁判所（山形県内）について

債権差押命令申立書を提出する裁判所は、相手方（債務者）の住所を管轄する裁判所になります。山形県内の場合は以下のとおりです。

債務者の住所が

管轄（申立て）裁判所

酒田市・飽海郡（遊佐町）

→ 山形地方裁判所酒田支部

東田川郡の内 庄内町

〒998-0037 山形県酒田市日吉町 1-5-27

TEL 0234-23-1234

鶴岡市
東田川郡の内 三川町 → 山形地方裁判所鶴岡支部
〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町 5-23
TEL 0235-23-6666

上記以外 → 山形地方裁判所 民事部
〒990-8531 山形市旅籠町 2-4-22
TEL 023-623-9511